

仕 様 書

1 業務名

広島市立広島市民病院 コージェネレーション設備保守点検業務

2 委託目的

本業務は、コージェネレーション設備（広島市民病院発電所ガスタービン発電設備）の運転に必要な点検整備を専門業者に委託して行い、技術基準に適合させるとともに主要機器の性能を維持し、設備の良好に機能保持を図るため保守点検整備を行うものである。

3 業務内容

(1) 受注者は、広島市立病院機構（以下「発注者」という。）が良好に設備を使用できるよう、下表のとおり、定期または随時に技術員を派遣して点検を行うものとする。また、緊急時及び異常発生時には即時技術員を派遣し、速やかに設備の復旧に努めるものとする。

(2) 点検対象設備

点検対象設備は、次のとおりとする。

設置棟	設 備 名	仕 様 ・ 数 量 等
東棟	コージェネレーション設備 〔 広島市民病院発電所 ガスタービン発電装置 1号機, 2号機 〕	【別表】 No.1 のとおり

(3) 点検区分

① 点検種別及び点検実施時期

対象設備	点検区分	点検実施時期	点検項目
コージェネレーション設備	定期点検	1回/年 (実施時期は協議による)	【別表】 No.2
	消防点検	2回/年	消防法第17条の3の3に基づく

4 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療機関施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 業務を行う者は、その内容に応じ必要な知識及び技能を有するものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有するものが業務を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の履行に際しては、診療業務に支障をきたさないよう、予め発注者と協議して業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (5) 受注者は、業務の実施に当っては常に整理整頓を行い、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入る恐れがある場合には、危険防止に必要な安全措置を講じ、事故発生を防止すること。
- (6) 受注者は、業務の実施にあたって設備の異常又は点検等により正常に作動していないことを発見した場合は直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。

5 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び当該業務に従事する従業員（以下「従業員」という。）の住所、氏名等、有する資格等を報告するとともに、業務に必要な資格を有することを証する書類の写しを発注者に提出し、承諾を受ける。現場責任者及び従業員を変更する場合も同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を作成し、発注者へ提出し、承諾を受ける。ただし、軽微な業務等で発注者が必要は無いと認めた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は、業務終了後、速やかに業務の結果を委託業務実施報告書として、発注者に提出し、業務の履行確認を受ける。
- (4) 消防法第17条の3の3に基づく消防用設備等(特殊消防用設備等)の点検を行い、点検結果報告書としてまとめ、速やかに発注者に提出する。なお、提出部数は機器点検については2部、総合点検については3部(内1部は所轄消防署への提出用)とする。
- (5) 受注者は、点検機器に著しい劣化等が見られた場合及び定期事業者検査等の基準に適合しない状況が確認された場合は、その状況等を測定記録した報告書及び写真を1部提出し、その対応を発注者と協議するものとする。

6 費用の負担等

- (1) 委託業務に必要な経費のうち電気料、水道料は発注者の負担とする。
- (2) 本業務を実施するために必要な機材類・消耗品類（ボルト、ナット、潤滑油、パッキン、パイロットランプ、ヒューズ等）は、受注者の負担とする。ただし、緊急修理に要した部品等は除くものとする。
- (3) 契約締結の日から令和5年3月31日までの間を業務開始に向けた準備期間とし、その際の費用については受注者の負担とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項、又は疑義を生じたときは、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。